

指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

令和8年2月1日現在

1 訪問リハビリテーションの目的

栗橋ナーシングホーム翔裕園指定訪問リハビリテーション事業所（以下「本事業所」という。）は、介護保険法で定める指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）を提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある利用者様の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行い、利用者様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 元気村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
本社所在地・電話番号	埼玉県鴻巣市東一丁目1番25号 048-544-0880
法人設立年月日	平成5年1月7日

3 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	介護老人保健施設栗橋ナーシングホーム翔裕園訪問リハビリテーション
事業所番号	指定事業所番号 1170901431
所在地	〒349-1105 埼玉県久喜市小右衛門951番地の1
電話番号	0480-55-2024
FAX番号	0480-55-2029
通常の事業の実施地域	久喜市（旧栗橋地区）、加須市（旧大利根地区）、幸手市、五霞町

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで （1月1日から1月3日までを除く。）
営業時間	午前9時から午後5時まで

（3）事業所の勤務体制

職種	人数
医師（管理者）	1.1名
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	6.1名以上

4 訪問リハビリテーションサービス内容

- ・バイタルサイン測定：血圧、脈拍等を測定します。
- ・リハビリテーション：利用者様の心身機能の維持・回復に努めます。
- ・指導：利用者様または家族様等の介護に当たる方に対して指導します。

5 サービス従事者

- ・サービス従事者とは、利用者様の訪問リハビリテーションを提供する本事業所の職員であり、主としてリハビリテーションスタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、そして、サービス提供責任者が該当します。
また、契約書及び重要事項説明書は、リハビリテーションスタッフに代わって相談員又は事務員等がご説明させていただく場合があります。
- ・利用者様の担当訪問リハビリテーションスタッフの選任（担当の変更を含む）は、本事業所が行い、利用者様が訪問リハビリテーションスタッフを指名することはできません。本事業所の都合により担当の訪問リハビリテーションスタッフを変更する場合は、利用者様やその家族様に対し事前にご連絡すると共に、サービス利用に関する不利益が生じないように十分に配慮します。
- ・利用者様が、担当訪問リハビリテーションスタッフの変更を希望する場合は、その変更希望の理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、本事業所まで申し出て下さい。
※業務上不適当と判断される事由がなき場合、変更致しかねることがあります。
- ・本事業所は、利用者様からの希望による変更も含め、訪問リハビリテーションスタッフ変更により、利用者様及びその家族様等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないように十分配慮します。

6 訪問リハビリテーションの契約期間について

- ・本事業所は、契約期間を6ヵ月としています。訪問リハビリテーション開始前と開始時に利用者様の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を評価し、目標と達成までの期間を決定します。一定期間ごとに利用者様・関係者様・医師・サービス従事者にて、目標達成状況や評価内容の確認・共有・修正を行います。その結果をもとに訪問リハビリテーションの必要性を検討し期間を決定していきます。

7 利用料、その他の費用の額

（1）訪問リハビリテーションの利用料

※法令に基づく料金改定：契約期間中に、関係法令に基づいて料金に変更される場合、その改定後の料金が適用されます。

ア 基本利用料（：算定単位）

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

項目	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
訪問リハビリ/回:308	3,181円	319円	637円	955円
介護予防訪問リハビリ/回:298	3,078円	308円	616円	924円
上記の基本料金は、居宅サービス計画に定められた訪問リハビリテーションの提供に要する目安の時間を基準とします。1回当たりの実施時間は20分以上となります。 また40分以上の場合は2回分の実施となりますのでご注意ください。				

イ 加算料金

項目	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
□サービス提供体制強化加算(Ⅰ):6※1	61円	7円	13円	19円
□サービス提供体制強化加算(Ⅱ):3※2	30円	3円	6円	9円
□リハビリマネジメント加算イ:180※3	1,859円	186円	372円	558円
□リハビリマネジメント加算ロ:213※4	2,200円	220円	440円	660円
□医師による計画説明:270※5	2,789円	279円	558円	837円
□退院時共同指導加算:600※6	6,198円	620円	1,240円	1,860円
□短期集中リハビリ実施加算:200	2,066円	207円	414円	620円
□認知症短期集中リハビリ実施加算:240	2,479円	248円	496円	744円
□移行支援加算:17	175円	18円	35円	53円

	内容
※1	勤続7年以上の者が1人以上在籍している場合。
※2	勤続3年以上の者が1人以上在籍している場合。
※3	医師がリハビリの実施に当たり詳細な指示を行っていて、リハビリテーション会議の開催及び記録（医師はテレビ電話等で可）があり、リハビリテーション計画の策定に関与した理学療法士等が利用者等に説明し、同意を得ている。かつ、理学療法士等が介護支援専門員へ必要な援助方法について情報提供し、利用者の居宅を訪問して同行した事業所の従事者や家族に対して介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。
※4	医師がリハビリの実施に当たり詳細な指示を行っていて、リハビリテーション会議の開催及び記録（医師はテレビ電話等で可）があり、リハビリテーション計画の策定に関与した理学療法士等が利用者等に説明し、同意を得ている。かつ、理学療法士等が介護支援専門員へ必要な援助方法について情報提供し、利用者の居宅を訪問して同行した事業所の従事者や家族に対して介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。及びLIFEを用いてデータを厚労省に提出しフィードバックを受けている場合。
※5	上記のリハビリマネジメント加算における『リハビリテーション計画説明』を事業所の医師が行った場合。
※6	訪問リハビリ事業所のリハビリ職員が医療機関の退院前カンファレンスに参加した場合。

ウ 減算料金 (：算定単位)

項目	利用料	利用者負担額		
		1 割	2 割	3 割
事業所医師の計画診療未実施減算：6※1	— 5 1 6 円	— 5 2 円	— 1 0 4 円	— 1 5 5 円
長期期間利用の介護予防 リハビリテーションの適正化：3※2	— 3 0 9 円	— 3 1 円	— 6 2 円	— 9 3 円

	内容
※1	当園の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。
※2	訪問リハビリを始めた月から計算して12ヶ月を超えた場合。(要支援の方対象) 注) リハビリ・栄養状態・口腔状態が一体的に管理され、リハビリテーション計画に反映されている場合には減算を行わないこととする。

エ 利用者負担金 【※地域区分別1単位当たりの単価10,33円(6級地)】

各利用料金は、基本サービス単位と各該当加算単位を加えた総単位数に、1単位に10,33円を掛けた総額の1割又は2割、3割が利用者負担金になります。

(2) 交通費

通常事業の実施地域内 : 無料

通常事業の実施地域外 : 提供区域を越えた地点から片道1kmあたり100円

※介護保険外料金の改定：介護保険外の料金は、経済状況や運営上の理由によって改訂される可能性があります。

8 料金改定後の同意について

料金改定がある場合、変更のあった重要事項説明書の内容を書面または口頭で事前に通知します。通知後、サービスを継続してご利用する場合、利用者様は改定後の料金に同意したとみなします。

9 請求及び支払方法

①支払い方法：銀行振込またはゆうちょ銀行口座引落

ゆうちょ銀行口座引落をご希望される方は、申込書類が必要となりますので、事務所までお声掛けください。ゆうちょ銀行口座引落の手続きには、ゆうちょ銀行窓口での申込後、当施設でも、システムの設定があり、時間を要す為、引落開始月が遅れる場合がございます。初回の請求書内に、その月の支払いが引落か、引落対応できず振込となるかの文書を添付致しますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願い致します。

②請求書郵送期間：毎月15日前後に、前月分の請求書を郵送します。

③支払い期限

【銀行振込の場合】月の末日までに振込をお願い致します。

【ゆうちょ銀行口座引落の場合】引落日は18日です。18日が、休日(土・日・祝)だった場合、翌営業日が引落日となります。

10 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - ア 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - イ 虐待防止のための指針を整備します。
 - ウ 従事者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - エ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (2) 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者様の家族様等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11 ハラスメントについて

- (1) ハラスメントの禁止：
事業所は、利用者様および従業員に対するいかなる形態のハラスメントも禁止します。ハラスメントには身体的、精神的、性的、言葉による嫌がらせが含まれます。
- (2) ハラスメントの報告：
利用者様または従業員がハラスメントを受けた場合、速やかに事業所の管理者または指定された担当者に報告することが求められます。報告は匿名でも行うことができます。
- (3) ハラスメントの対応：
事業所は、ハラスメントの報告を受けた場合、迅速かつ適切に対応し、必要に応じて調査を行います。調査の結果に基づき、適切な措置を講じます。
- (4) ハラスメントの防止策：
事業所は、ハラスメントの防止策を講じ、従業員に対して定期的な研修を実施します。また、利用者様および従業員に対してハラスメントに関する情報提供を行います。

12 衛生管理

- (1) 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生、又は、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 4 地域との連携等

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者様以外の者に対しても訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めるものとします。

1 5 その他運営に関する重要事項

従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修採用後1か月以内
- (2) 継続研修年1回以上

1 6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様の家族様、居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

公益社団法人全国老人保健施設協会
居宅介護事業者補償制度

1 7 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りです。

- ① 苦情受付
- ② 苦情内容確認
- ③ 第三者委員への報告の要否
- ④ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立会の要否
- ⑤ 前の③④が不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者（管理者）の話し合いによる解決を図る。

(2) 苦情相談窓口

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

久喜市役所福祉部介護保健課	0480-22-1111
加須市役所高齢福祉課介護保険担当	0480-62-1111
幸手市役所介護福祉課	0480-42-8444
五霞町役場健康福祉課高齢者支援グループ	0280-84-0006
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)
茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課 介護保険苦情相談室	029-301-1565

18 サービスの利用に当たっての留意事項

本事業所は以下のサービスは取り扱いいたしません。

サービス実施において、ご不審の点がございましたら直ちに本事業所迄ご連絡下さい。

- ・サービス提供上、利用者様の現金をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ・利用者様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ・利用者様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等が保管されている場所を伺うことも一切ございませんのでご了承ください。
- ・利用者様及びその家族様の個人情報の取り扱いについては、守秘義務遵守のもと、細心の注意を払います。

19 秘密の保持

- ・従業者に業務上知り得た利用者様又はその家族様の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ・利用者様又はその家族様の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

担 当	リハビリ課 管理者 / 苦情解決及び法令遵守責任者 施設長
電話番号	0480-55-2024
受付時間	午前9時から午後5時まで
受 付 日	月曜日から土曜日まで (1月1日から1月3日までを除く。)

20 緊急時の対応方法

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

※サービスの提供中に、利用者様に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族様、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

訪問リハビリテーション契約における個人情報利用目的の通知書 兼目的外利用等に関する同意書

訪問リハビリテーション利用者様の尊厳を守り安全に配慮する、介護老人保健施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園施設理念の下、お預かりしている個人情報を利用する目的と範囲は次の通りです。

目的：

介護保険法その他の関連法令に従い、訪問リハビリテーション利用者様に対する訪問リハビリテーション利用契約書及び重要事項説明書記載の訪問リハビリテーション業務を遂行すること。

範囲：

1. 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
2. 利用者様が医療機関及び介護施設への入院や退院・入所や退居（退所）されることに伴う必要最小限度の情報の提供
3. 緊急時における対応時
4. 損害賠償責任に関する事項により損害保険会社への情報提供が必要な場合
5. その他、都道府県等への情報提供が必要な場合

同意：

下記の範囲内で個人情報を利用することにつき同意します（同意する項目にチェック）。

- ☐ 施設内職員による内部・外部研修における事例検討に用いること（ただし極力個人を特定する情報は伏せること）
- ☐ 施設のホームページや広報誌等への写真等の記載

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションの提供開始に当たり、利用者様に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県鴻巣市東一丁目1番25号
法人名 社会福祉法人 元気村
代表者名 理事長 神成 裕介

説明者

事業所名 介護老人保健施設
栗橋ナーシングホーム翔裕園
訪問リハビリテーション

氏 名

私は、説明者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名